

公民館の歌  
自由の朝

1. 平和の春に あたらしく  
郷土を興す よろこびも  
公民館の つどいから  
とけあう心 なごやかに  
自由の朝を たたえよう
2. 心の花の におやかに  
郷土にひらく ゆかしさも  
公民館の つどいから  
希望を胸に 美しい  
文化の泉 くみとろう
3. 働くものの 安らかに  
郷土に生きる たのしさも  
公民館の つどいから  
まどいになごむ ひとときに  
明日への力 そだてよう

作詞：山口晋一  
作曲：下総皖一

1946(昭和21)年7月、文部次官通牒により「公民館の設置」が奨励され、これを受けて9月には、「公民館設置促進中央連盟」が官民の協力で結成されました。

この連盟と毎日新聞社が、文部省後援により実施したのが、公民館活動の理念を示す「公民館の歌」の歌詞の全国公募です。全国からの1,017件の応募から作家の川端康成、文部省(当時)、日本放送協会、毎日新聞社、日本レコード協会などの代表による審査団によって選ばれたのが、この歌詞です。この歌は、今でも公民館関係者の間で歌い継がれています。

本パンフレット内での年の表記は「年度」で示されています。  
(例「2008(平成20)年」とは、「2008(平成20)年度」を指す)

表紙題字 奥野昭夫(富山市願海寺野々上公民館利用者)

# 公民館

## 文部科学省生涯学習政策局社会教育課

Social Education Division,  
Lifelong Learning Policy Bureau,  
Ministry of Education, Culture, Sports,  
Science and Technology

100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
電話 03-6734-2977(直通)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1.htm)

## 財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)

Asia/Pacific Cultural Centre for UNESCO

162-8484 東京都新宿区袋町6 日本出版会館  
電話 03-3269-4435  
<http://www.accu.or.jp/>

# Kominkan

Community Learning Centers (CLC) of Japan



# 公民館とは…

公民館は、地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割を果たしています。現在、アジア地域を中心に展開されているコミュニティ学習センター（Community Learning Centre：CLC）のモデルとして世界の注目を集めています。

## 目次

2-3	公民館とは
4-5	公民館の位置づけ
6-7	運営
8-9	職員
10-11	変化する社会と公民館の役割
12-25	公民館の活動と活動事例 13-23：国内の活動事例 24-25：海外 CLC の活動事例
26-27	データでみる公民館
28-29	1946(昭和21)年：公民館の創設と普及
30-31	年表
32	期待される公民館像
33-35	関連団体



公民館は、住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献しています。

\* 公民館は、法律に基づいた、社会教育施設です。  
日本の「社会教育 (social education)」は、「成人教育 (adult education)」「コミュニティ教育 (community education)」及び子どもや青少年に対する「学校外教育・ノンフォーマル教育 (non-formal education)」を含みます。

# 公民館の位置づけ

公民館は、教育基本法や社会教育法により、日本の教育法体系のなかに位置づけられています。

## 教育の目的

教育基本法では、教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とされています。さらに、社会教育については、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」とされています。  
(教育基本法 第1条、第12条第1項)

## 社会教育の定義

社会教育法では、社会教育とは、「学校教育法（略）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義されています。  
(社会教育法 第2条)

## 公民館の目的

公民館の目的として、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」が掲げられています。  
(社会教育法 第20条)

## 公民館の設置

「公民館は、市町村が設置する」とされており、定期講座の開設や、討論会・講習会・講演会等の開催、図書・記録・模型・資料等を備え、その利用を図ること、体育・レクリエーション等に関する集会の開催、各種団体・機関等との連絡、その施設を公共的利用に供すること等を行うとされています。  
(社会教育法 第21条第1項、第22条)

この市町村が設置する公民館のほかに、住民たちがお金を出し合って、集落ごとに公民館に似た機能を持つ施設を設置・運営している場合があります。このような公民館を「自治公民館」といい、全国公民館連合会が2002（平成14）年に実施した調査によると、全国で約7万の自治公民館の設置が報告されています。



宮崎県綾町内と、長野県松本市内の自治公民館



# 運営

公民館は、社会教育法に基づき、市町村の社会教育行政の一部に位置づけられています。2003（平成 15）年以降、地方自治体法の一部改正により指定管理者制度が生まれ、公民館の管理・運営にも導入されています。

## 運営の原則

- **地域性**  
公民館は、行政が地域住民のニーズを把握し、地域が抱える様々な教育課題への対応などについて、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点です。
- **教育専門性**  
すべての活動に、社会教育的な観点に基づいた専門的な配慮がなされています。
- **公共性**  
公民館は、年齢、性別、職業等を問わず、全ての人に開かれた場所として運営されています。

## 運営の特徴

- **公民館運営審議会の設置**  
館長の諮問に応じて、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議する機関として、地域住民や保護者、教師などの学校教育や社会教育の関係者、学識経験者等をメンバーとする公民館運営審議会を設置することができます。
- **運営に関する評価の実施**  
公民館は、当該公民館の運営について評価を行い、その結果に基づき、公民館の運営の改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。
- **運営に関する情報の提供**  
公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならないとされています。

## 予算

公民館の活動は、市町村の予算でまかなわれることが原則ですが、場合によっては、参加者から少額の負担（必要経費など）を徴収することもあります。

## 施設

公民館の建物の維持管理は市町村の責任のもとに行わなければならない。

## 公民館の設置・運営のための基準

公民館の健全な発展のために、公民館の設置運営上必要な基準が、文部科学省によって定められています。現在の基準（2003（平成 15）年告示）には、以下の事項が掲げられています。

- ・ 対象区域
- ・ 地域の学習拠点としての機能の発揮
- ・ 地域の家庭教育支援の拠点としての機能の発揮
- ・ 奉仕活動・体験活動の推進
- ・ 学校、家庭および地域社会との連携
- ・ 地域の実情を踏まえた運営
- ・ 職員
- ・ 施設および設備
- ・ 事業の自己評価とその公開



# 職員

社会教育法において、公民館に置くべき職員（館長、公民館主事）とその職務内容についても規定されており、公民館の活動を維持・発展させる上で大きな役割を果たしています。

また、公民館の専門的機能の担保などのため、地方公共団体における社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導を行う社会教育専門職員（社会教育主事）については、社会教育法に基づき、資格制度が設けられています。

## 公民館の職員の種類

公民館には、館長、公民館主事などの職員が配置されています。法律上、館長は、公民館の行う各種事業の企画実施等を行い、所属職員を監督し、公民館主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたることとされています。このほかに非常勤の職員を置くこともできます。

## 採用

公民館の職員になるには、市町村の職員（公務員）として採用される必要がありますが、指定管理者制度で運営される公民館職員の採用は、指定管理者が行っています。また、義務ではありませんが、公民館の職員となるにあたっては、大学等で社会教育に関する科目を履修することが望まれます。

## 研修

現職の公民館職員には、国、都道府県、市町村、全国公民館連合会、都道府県公民館連合会などの主催により、個別のテーマや経験年数ごとに、様々な研修機会が与えられています。

## 公民館職員の職務

公民館職員の主な職務は、次のとおりです。

- ・ 公民館が主催する社会教育事業の企画・実施
- ・ 個々の住民や住民のグループなどに対する情報提供や学習相談
- ・ 社会教育活動を行う団体に対する学習スペースの提供
- ・ 地域における住民同士、あるいは団体同士の連携の促進

## 社会教育主事

社会教育法に基づき、社会教育主事という資格制度が設けられています。この資格を得るためには、大学などで所定の単位を取得するか、文部科学省が実施する講習を受講することが必要です。

社会教育主事は、法律上、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必ず配置することとされています。その職務は、当該市町村内での社会教育活動に対する専門的技術的な助言と指導ですが、地域において関係者が連携して生涯学習・社会教育を推進するに当たって、社会教育関係者やその実施する活動において関係する地域の人材等の、連携のための調整を行い、さらに関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たすことが期待されています。



# 変化する社会と 公民館の役割

現在の日本社会は、少子高齢化、情報化、環境問題への対応など、多くの社会的課題を抱えています。地域ごとの社会的課題に対応するため、公民館は、関係する機関・団体をつなぎながら、それらの課題の解決を目指しています。

## 学校・家庭・地域の連携を促進する

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを行う「学校支援地域本部事業」や、放課後や週末に安全・安心な子どもの居場所づくりを行う「放課後子ども教室推進事業」などの取組が全国で行われています。

こうした取組では、公民館の館長・職員が教育委員会や学校、地域ボランティアとの連絡調整を担うこともあり、保護者や地域住民が積極的に参画しています。

## 社会の要請に応える

公民館は、裁判員制度、地域防犯、消費者教育、防災教育など、民間では提供されにくい分野の講座開設や、地域において支援を必要としている方への対応など、関係機関・団体と連携・協力しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における「公共」を形成するための拠点となっています。例えば、多くの公民館は、災害時の避難場所に指定されているため、避難所での暮らしを実際に体験することを目的として、宿泊型の訓練を実施している公民館もあります。



神奈川県  
秦野市立鶴巻公民館



広島県  
尾道市土堂公民館

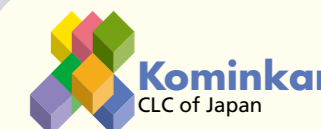
## 優良公民館表彰制度

公民館の活動内容が時代とともに変化していくなかで、その時代にふさわしい公民館活動の顕彰（優良公民館表彰）が、1947（昭和22）年から毎年行われています\*。

優良公民館は、都道府県教育委員会の推薦に基づき、文部科学省が設けた審査委員会によって選考され、大臣により表彰されます。

地域の実情・地域住民のニーズを踏まえた公民館運営や、現代的課題や地域課題の解決に積極的に取り組んでいることが、審査のポイントとなります。

\*1947（昭和22）年は文部省（当時）後援のもと社団法人生活科学協会と毎日新聞社が主催して行われ、1948（昭和23）年以降は文部省主催のもとで実施されています。



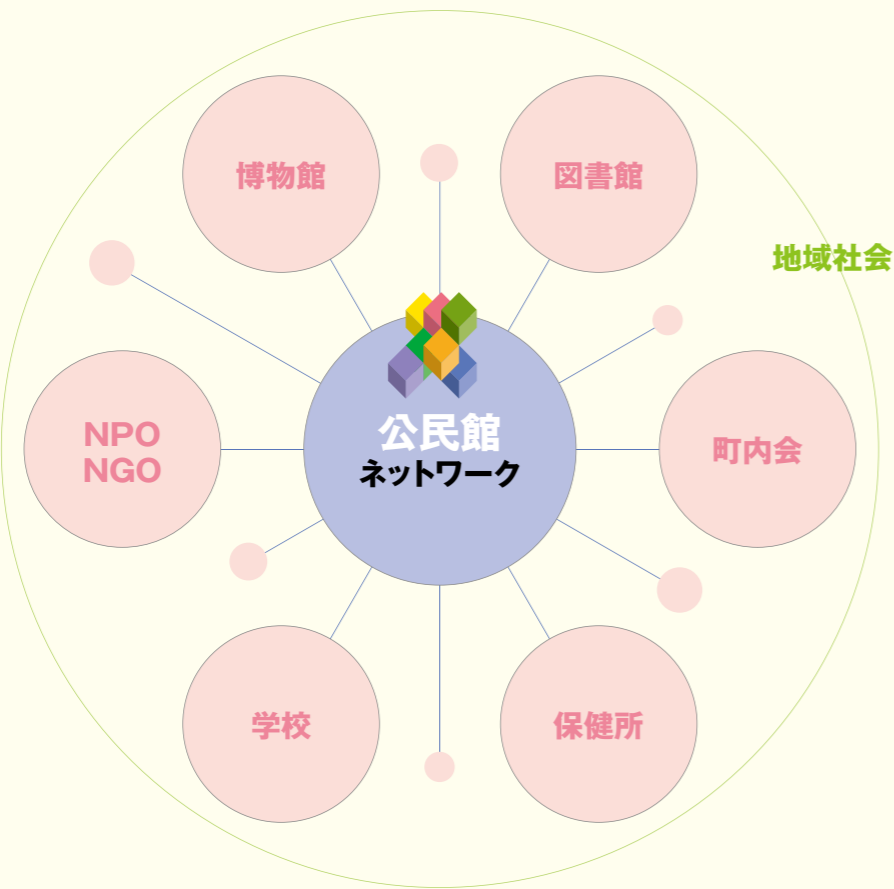
# 公民館の活動と活動事例

現在、全国に約 17,000 館の公民館があります。

公民館には、学習室や会議室、図書室、調理室、和室や茶室、託児施設、視聴覚室などがあります。

公民館は、学校や他の社会教育施設（博物館、図書館等）、社会教育団体、NPO/NGO、関係行政機関などと連携して社会教育活動を行っています。

また、海外では、ノン・フォーマル教育の拠点としてコミュニティ学習センター（CLC）に対する関心が高まっており、そのモデルとなるような、地域密着型の社会教育施設として発展してきた日本の公民館活動に注目が集まっています。

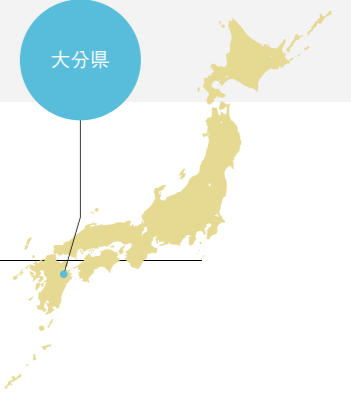


\*博物館や図書館は公民館とならび、地域の教育文化活動を支えるという共通の目的を持つ社会教育施設です。博物館は博物館法、図書館は図書館法によってそれぞれ法的な位置づけを与えられています。

## 事例

### 小学生と高齢者をつなげる

大分県



## 遊々クラブ

### 大分県佐伯市弥生地区公民館



佐伯市は、人口約 8 万人の、海と山の幸に恵まれた温暖な気候の地方都市です。

佐伯市弥生地区公民館は、弥生地区の 3 つの小学校と地域の老人クラブの連携を企画・運営しています。月に一度、各学校の放課後の時間を使い、竹とんぼ、竹馬、わらぞうりづくりなど、昔から伝わる遊びや工芸、軽スポーツを、小学校の生徒と老人クラブの高齢者がともに楽しみます。学校の依頼に応じて、高齢者が授業の講師を務めることもあります。こうした活動を通じて、子どもたちは新しい体験をする機会を持つことができます。また、子どもたちとのふれあいや、声をかけられ、頼りにされることが、高齢者の生きがいづくりにつながっています。

\* 放課後や週末に安全・安心な子どもの居場所をつくるため、全国で行われている「放課後子ども教室推進事業」の一例です。

## 2 大学との連携によるまちづくり

石川県



### ののいち町民大学校

ののいち  
石川県野々市町中央公民館



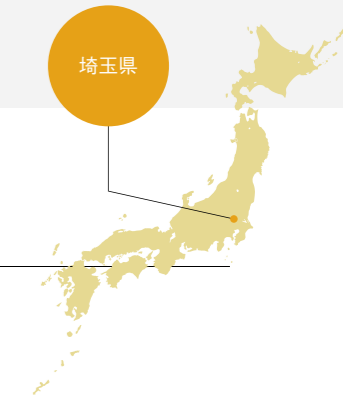
野々市町は、幼稚園から大学まですべての教育機関が町内に存在するという、教育環境に恵まれた人口5万人の町です。

大学と公民館が連携し、「ののいち町民大学校」事業を進める中で、地域の歴史や文化を学ぶ「ののいち学講座」の開講や、大学から講師を派遣してもらうことによって、町民向けの教養講座を開催する「コミュニティ・カレッジ」の開講などを行っています。

また、開催講座は公募により自主的に参画している町民が企画及び運営を担っており、町民大学校修了者がボランティアで、社会教育施設や学校で事業の講師を務めるなど、町民の教養向上だけでなく、まちづくりへの参画、ボランティア活動への参加など、地域の活性化につながっています。

## 3 家庭の子育てを支援する

埼玉県



### 赤ちゃんひろば

みさと  
埼玉県三郷市立北公民館



三郷市は、人口13万人の東京のベッドタウンです。人口が急増する一方で、核家族化が進み、若い保護者が子育てに関する悩みを周りに相談できないという状況でした。

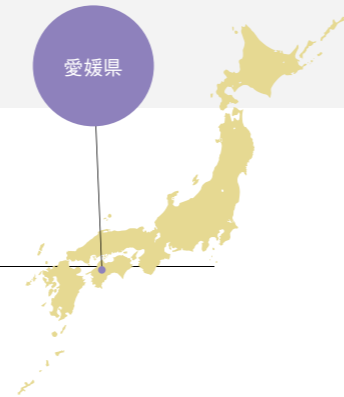
そこで、若い保護者が気軽に参加し交流できる場として、民生・児童委員の協力を得て、公民館では「赤ちゃんひろば」を開催しています。ここでは、生後3ヶ月～1歳半の赤ちゃんと保護者が集まり、赤ちゃん体操やわらべ唄などを親子一緒に楽しんだり、保護者同士のフリートークの時間を使って、おしゃべりをしたり、悩み相談をしたりしています。

参加者からは、「近所の友達がみつかった」「月齢の近い子との情報交換ができた」「アドバイザーさんに相談できてよかった」「おしゃべりが気分転換になった」という声があがっています。



# 4 学校と職場を結びつける

愛媛県



## キャリア教育

愛媛県松山市久米公民館



松山市は人口52万人の、瀬戸内海に面した温暖な気候の地方都市です。

市内にある久米公民館では、公民館と学校との連携を進め、子どもたちの健やかな育ちを地域全体で推進しています。

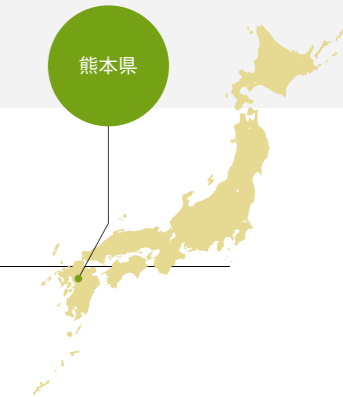
取組の一つに、中学生の職場体験の実施があります。

平成18年度までは教員や生徒自身が事業所を探していましたが、平成19年度からは、公民館を中心とする「久米地区学社連携協力推進協議会」に依頼し、協議会が校区内の事業所に協力を求め、受け入れ先を探す方式をとっています。公民館が、学校と地域とを結びつける役割を担っており、平成20年度は、84事業所で職場体験学習が行われました。地域密着型の職場体験により、生徒に地域の一員としての自覚が芽生えているようです。

この職場体験事業をはじめとして、「学校へ行こう。先生だけに苦勞をさせないまちをつくらう。」を合い言葉に、地域全体で学校を支える仕組み作りが進められています。

# 5 事業の取組み

熊本県



## 児童通学合宿

熊本県宇城市

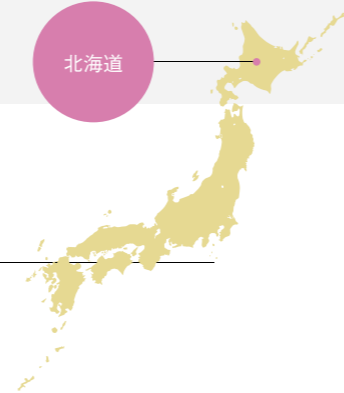


宇城市は、熊本県の中央部に位置する、人口約6万人の緑豊かな都市です。

日常生活の基本が子ども達に十分身につけていないと全国的に言われていますが、宇城市内でも同様だったことから、その解決策の一つとして地域住民の協力により平成17年度から小学校高学年による3泊4日の「児童通学合宿」事業に取り組み始めました。

公民館を宿泊拠点とし、身の回りのことを全て自分達で行うこの通学合宿を通して、保護者から「家事の大変さが分かり手伝いをよくするようになった」「ひとつのことを成し遂げたという自信がついたようだ」といった感想が数多く寄せられています。日常生活の基本を体験していく中で、子どもたちは、自立する力も身につけているようです。

また、地域の大人と子ども達がさまざまな体験活動（もらい湯等）での交流を通して知り合う機会となったことで、地域全体で子ども達を育成しようとする意識が高まっており、「地域の教育力」向上にもつながると期待されています。



## 生産教育

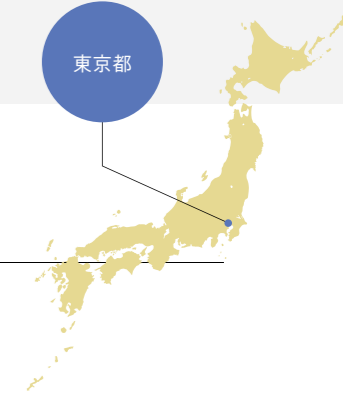
北海道おけと置戸町中央公民館



置戸町は、林業の衰退により、1960年代の1万3千人をピークに人口減少の一途を辿っています。このような状況に対応した町おこしの一環として、町の社会教育計画のなかで、「生産教育」が重要事項として位置づけられたことから、置戸町中央公民館では、「生産教育」の学習講座を開設し、地域の伝統的な木材工芸技術の再開発などを実施しました。この活動のなかから特色ある木工加工品の「オケクラフト」が誕生しました。地域産のトドマツを主材とする家具や、皿、箸などの日用品、装飾品が誕生し、期待を集めています。

また、「生産教育」の実施にあたり、公民館は図書館と連携しました。図書館は、車による移動図書館を含め、地域の産業振興に役立つ情報提供の面での協力を行いました。

オケクラフト製品は販売されるようになり、その収入で生計を立てる人もでてきています。



## 自然観察会

東京都ふっさ福生市公民館



福生市は人口6万人の東京のベッドタウンです。

福生市公民館では、市内の公園や河川、近隣の丘陵などでの実体験を通じて、地域の自然と歴史と文化を学ぶ事業を開設してきました。

なかでも「自然観察会」講座は、身近な自然環境の野鳥、植物、昆虫の観察会を20年以上継続して実施してきました。公民館が、市内在住の自然に詳しい専門家に講師を依頼し、観察を通して自然の仕組みや働きを理解する学習を積み重ねました。長年にわたり公民館で学習してきた参加者は、専門的な力を培っていきました。

その後、その参加者自らが中心となって、NPO法人「自然環境アカデミー」を設立し環境教育指導者の活躍の場を広げています。